

午前 9時57分 開 議

○委員長（小野徳重君） おはようございます。時間にまだ早いのですが、皆さんおそろいですので、これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は12名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から認定第9号まで計8件の審査を行います。また、審査の進め方は、歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第2号 平成29年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） おはようございます。それでは、私から平成29年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

239ページ以降お願いします。歳入の合計収入済額は38億3,428万5,723円、歳出の合計支出済額は36億4,840万4,255円となりまして、歳入歳出差し引き1億8,588万1,468円を平成30年度へ繰り越すものでございます。なお、被保険者数、保険給付費、保険税収納関係を始めとする各種データにつきましては別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明申し上げます。274ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費及び電算処理システム委託料などのほか、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

次に、278ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、280ページの出産育児一時金及び葬祭費でございます。

次に、282ページ、第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への拠出金として各医療保険者が負担するもので、被保険者数に応じて支払うものでございます。

次に、284ページ、第4款前期高齢者納付金等は、65歳から74歳の方を対象とした健康保険組合等の被用者保険と国民健康保険の制度間で医療費負担を調整するための制度の事務執行に必要な費用の拠出金でございます。

次に、286ページ、第5款老人保健拠出金につきましては、平成19年度で終了した老人保健制度における過年度分の精算に係る事務費を拠出したものでございます。

次に、288ページ、第6款介護納付金につきましては、介護保険第2号被保険者の介護給付費等の負担分として、社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

次に、290ページ、第7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費が発生した場合の国保財政の急激な影響の緩和を図るため、全ての市町村国保からの応分の拠

出によって負担を共有するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るために医療費の負担を共有する共同事業でございます。

次に、292ページ、第8款保健事業費につきましては、1項1目保健衛生普及費で、レセプト点検業務等委託料及びジェネリック医薬品の差額通知書作成経費、2目疾病予防費では人間ドック等の助成金が主なものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、30歳以上の被保険者、被扶養者を対象にした健康診査等の経費であります。

次に、294ページ、第9款基金積立金につきましては、保険給付費準備基金の利子分を積み立てたものでございます。

296ページ、第10款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、29年度は借入れを行っておりませんでしたので、支出はありません。

次に、298ページ、第11款諸支出金は国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、特定健診等に係る負担金の精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についての前年度精算分として繰り出しております。

300ページ、第12款予備費につきましては、前期高齢者事務費等納付金に充用いたしました。

次に、歳入について説明を申し上げます。お戻りいただきまして、248ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入決算したものでございます。

次に、250ページ、第2款分担金及び負担金につきましては、特定健康診査等に係る個人負担金でございます。

252ページ、第3款は督促手数料でございます。

次に、254ページ、第4款国庫支出金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金及び国保広域化に伴うシステム導入に係る補助金でございます。

次に、256ページ、第5款療養給付費等交付金につきましては、退職者被保険者の医療費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、258ページ、第6款前期高齢者交付金は、各保険者間において高齢者が偏在する問題があるということから、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費負担の不均衡を是正するために設けられたものでございまして、前期高齢者の加入数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

260ページ、第7款県支出金は高額医療費共同事業、特定健康診査等に係る県の負担金及び財政調整交付金でございます。

262ページ、第8款共同事業交付金につきましては、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源として、給付費のうち一定基準額を超える部分に対して国保連合会から交付がされたものでございます。

264ページ、第9款財産収入については、保険給付費準備基金の利子でございます。

次に、266ページ、第10款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として、低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業として、一般会計から法定内の繰り入れをしたものでございます。

268ページ、第11款の繰越金は前年度精算確定に基づく繰越金でございます。

273ページ以降の第12款諸収入につきましては、国税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 歳入歳出全般でいいですか。

○委員長（小野徳重君） はい、そうです。

○委員（渡辺栄六君） 国税に関しましては、前年度から328人が減少していて、年々減少傾向で給付費は前年度に比べて4.1%、年々被保険者が減少していて1人当たりの医療費が増額しているわけです。県のほうに運営が移管しても、それこそすぐに改善されるわけではないというふうには認識しています。自治体でもいろんな、できることをやって少しでも財政というか、改善していかなくはいけないわけですけれども、収入の249ページに収入未済額八千四百幾らかとこの出ていますし、収入未済額の徴収率はどれくらいか、その隣の不納欠損額565万何がしとこの出ていますが、不納欠損額は該当は何件分か、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋文男君） それでは、済みません、不納欠損の人数につきましては43人、提出しました平成29年度胎内市国民健康保険事業特別会計の決算資料の1ページのほうに記載されております。現年が済みません、徴収率96.78%となっております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） わかりました。大変基本的なことで聞いて申しわけないのですが、不納欠損で処理された分どのような影響になるのか、被保険者にも影響されてくるのか、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 国民健康保険は被保険者の国保税、あとは国費によってその保険給付費等とか賄われる仕組みとなつてございます。当初やはり国民健康保険税で賦課するという事で予算であるとか、その見込みを立てるわけですがけれども、徴収率としては95%ぐらいは入るだろうということで、保険財政を賄えるその財政計画なりをつくるわけですが、不納欠損額というのは例えば時効であるとか、あるいはかなりその世帯が収入が低くてとても収入が見込めないだとか、いろんな理由によって不納欠損するわけですが、その分はやはり最終的には保険の収入が減るわけですから、皆さんで賄うべき財源が減るというようなことになろうかと思えます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 資料のほう出ささせていただいたのを見させてもらうと、特定健診率が27年、28年、29年と少しずつ下がっています。受診率が下がっているのは、県内の位置としてはどのくらいの位置なのか、また受診率が高いところは何%ぐらいなのか、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） お答えいたします。

特定健診ですが、3年間見ますと若干下がり傾向ですが、昨年29年度の速報値では県平均が43.5%ということで、県平均よりも若干高い数字はまだ保っているのですが、特定健診の29年度の速報値で見ますと、一番高いところが小千谷市が57.8%、妙高市が58.1%、あと粟島浦村が84.1%、低いところだと湯沢町が27%、大体胎内市は県平均ですから、真ん中かちょっと上ぐらいに位置している状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） いいところでは58%、半分以上超えているわけで、胎内市は平均的な位置ではあるけれども、少し半分、50%までいっていないということで、そういった先進的に受診率が高いように取り組んでいるところの調査だとか情報とか、そういったものを取り入れてやっていっているのかということと、あともう一つ、その隣の資料のほうにジェネリック医薬品のシェアということで載ってまして、これも県の平均より低い割合になってはいますが、どのように捉えているのか。

済みません、最後にもう一点、県平均と同じぐらいの約5%の数量アップした場合にどれぐらいの医療費が浮くことになるのか試算しているか、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 特定健診の受診率の高いところの情報を得て努力しているかということについてお答えいたします。

その市町村によっていろいろ状況が違いますけれども、高いところでは医師会と連携したりしながらということで、胎内市でも未受診者のアンケートをとって状況を分析していますと、医療

機関に定期的に受診しているから、血圧のお薬をもらっているからとか、そういうことで定期的に受診しているので受けないという理由が一番高かったのですが、私たちも定期的に受診している人がかかりつけのお医者さんで特定健診を受けて、それが受診率に反映されればもっと率がアップするなというふうに思っているのですが、ちょっと検査項目が多いとか、腹囲をはかったり問診項目が多いとか、かかりつけの医療機関では施設健診を受けていただけるということは全部ではなくて、今施設健診を若干受けていただいているのですけれども、わずか14人という昨年度受診の件数で、なかなか施設健診も全体的に受け入れていただけていないので、伸びない状況であります。その辺も少しずつ医師会との連携を図りながら努力していかなければというふうに思っていますし、あと人間ドックの率なんかを希望する人が多いので、その辺も国保のほうでは進めていただければというふうに思っています。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） ジェネリック関係の質問にお答えいたします。

まず、ジェネリックが県内でも20市中18位というかなり下のほうにランクはやはりされてございます。この件について国保運営協議会の中でもいろいろと話がされております。運営協議会の委員メンバーに胎内支部の医師会の会長であるとか薬剤師会の先生が加入されてございまして、いろいろ意見交換をいたしました。医師の間では、ではどのように考えられているのかなというところなのですが、やはりジェネリックを推奨する先生はどんどん推奨していただけるのですが、例えば内科医の中にはやはり新薬のほう効き目がいいというか、患者さんに合ったものは新薬のほうよろしいというような見解もある場合もありまして、また今までの経験則からジェネリックに対して抵抗を実際にお持ちの先生もいるということでございます。ただその辺については、やはり効能が一緒であるとか、国の政策がジェネリックのほうに推進しているということもあって、支部長の先生はジェネリック推進に向けて啓蒙活動なり医師会のほうに働きかけていきたいと思いますということのお話を受けてございます。また、薬剤師の先生からは、何も処方箋に指示がなければジェネリックのほうに、患者さんのほうに説明をした上で極力ジェネリックのほうに変更するように働きかけはしているということでございましたので、今は20市中18位ということでございますが、やはりもう少し率を上げなければいけないという認識は持っております。

また、県平均までいけばどの程度医療費としての差額があるのかというところでございますが、これは一概にすぐ幾らというふうにお答えはできないのですが、ジェネリックによって胎内市が効果がある額として、29年度では330万円ほど効果額があったわけなので、そこから逆算すると25万円から30万円程度効果があるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 248ページですけれども、2番の退職被保険者と国民健康保険税で、これ補正のところで一千四百幾らということで減額されていますけれども、もともとの当初予算があった、三千二百幾らですから、約半分に近いぐらい減額になっているのですけれども、その理由を教えてくださいたいのですけれども、それと1番のところの普通の一般被保険者国民健康保険税、これも率としては2番ほどではないのですけれども、やはり1,900万円ほど減額になっていますけれども、その理由をお願いします。

あと先ほどの渡辺栄六委員の質問に関連するのですけれども、収入未済額8,400万円幾らと、これが何か非常に高いと思うのですけれども、その理由は何でこんなにたくさん収入未済があるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 1点目の退職被保険者と国民健康保険税のところですが、直接的に言うと退職者の被保険者数の見込みが実際よりもかなり多く見込んでいたということがございます。実際の数字ですけれども、28年度では249人ということがございます。大体同程度見込んでいたのですが、平成29年度で見ますと129人ということで、被保険者数が減少しているということで、補正で減額したというところでございます。ただ国民健康保険税のほうも同様の理由で、当初7,200人ほど被保険者を見ていたのですが、実際には7,000人を割るということで、その見込みが少し高目に設定していたというのが理由でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋文男君） それでは、お答えさせていただきます。

国民健康保険税の収入未済額のほうにつきまして、現年、過年度分と滞納繰越分がございまして、滞納繰越分というのが毎年、毎年引きずっているような形のもの、その徴収率のほうについても当初二十何%ということで、かなり低い数字で来ておりまして、その結果ということでご理解いただけますでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 292ページの先ほどの渡辺栄六委員の関連で、資料の3ページの10番で特定健診、特定保健指導の状況というのがあります。29年度でいえば、対象者の5,249人で受診者が2,371人、45.2%だったと、これ30歳以上の方です。それで、これはこれでいいのですけれども、その隣の特定保健指導というのがありますけれども、その受けた2,371人の中のうち304人が対象になったということで理解していいのですか。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 特定健診を受けて、その結果が出たもので6カ月間特定保健指導を受けるという期間があつて、前年の受けた方も対象になっております。

[何事か呼ぶ者あり]

○健康づくり課長（木村律子君）　そうです。若干入っていますけれども、29年の健診の結果というところで見ていただいて構いません。

○委員長（小野徳重君）　丸山委員。

○委員（丸山孝博君）　そうすると、ちょっと計算したらわずか12.8%の人だけが特定保健指導ということになるのですけれども、そもそも特定保健指導というのはどういうものなのでしょうか。

○委員長（小野徳重君）　木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君）　お答えいたします。

特定保健指導というのは、俗にメタボ健診と言われるように基準がありまして、腹囲がまず基準85センチメートルとか90センチメートル以上、男性と女性で違いますけれども、その中で高血圧とか高脂血症、それから血糖が高いという糖代謝異常にひっかかっているというので、その数によって積極的支援と動機づけ支援というふうに分けられまして、基準該当と非該当ということで対象者を区分されて結果が出てくる、そして対象になった方が304人というような、そういう基準で判定された方たちになります。

○委員長（小野徳重君）　丸山委員。

○委員（丸山孝博君）　数字だけ見て言うのもあれなのですけれども、やはり2,371人も受けたにもかかわらず、対象者が304というのは胎内市は非常に少ないということなののでしょうか、どうなののでしょうか。

○委員長（小野徳重君）　井畑市長。

○市長（井畑明彦君）　お答えいたします。

ちょっと担当課長のほうで専門的な部分で皆さんおわかりにくかったかもしれませんが、そもそも特定健診を受診して今丸山委員のほうからご質問あった、どのぐらいが正常ではないのかといった部分、これが出発点だと思うのですけれども、7割を優に超え、8割とかそういう方が何らかの異常があって、それが出発点というか、そういうふうになっているところがございます。7割以上の人に全部特定健康指導をするということではなくて、複数項目にわたったり、重篤な症状に至らないようにするために、いわばその中で重点的に指導する必要の深い方々、その方々を抽出した値がこういう数字になっていると、パーセンテージで申しますと、それこそ10%強といった低い値なわけでございますけれども、二千何人に対して10%強といったところで低い値になっているわけでございますけれども、今ほど申し上げました異常の多い方はたくさんいるのだけれども、重点的に指導していかなければならない方はこのぐらいの人数だということで、胎内市だけではなくて一般的にこういう基準に基づいて指導をさせていただいているということでございます。

○委員長（小野徳重君）　丸山委員。

○委員（丸山孝博君） わかりました。重篤という言葉もあるのでありますが、これで修了者を見ると率が約半分、動機づけと積極的というのがあるのでありますが、この辺の内容とやはりなかなか自分の病気を治す、体型を治すというかも含めて修了するまでにきついのでしょうか。いわゆるほっとHOTに行っている指導受けたり、自宅でやったりという宿題を預けられてやったりということはあるとは思いますが、修了というのはどれぐらいの期間を通して修了するのか、それと途中で悪い言い方すれば不登校になって受けなかったりとか、なので54.6%だとは思いますが、その後の追跡調査とかも含めた保健指導はどうなっているか伺います。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） お答えいたします。

特定保健指導は国で一律に基準が定められたもので指導しているので、積極的支援だと180点とかと点数が決まっています、何日に何時間で何点とかという細かい基準がありまして、それにのっとって該当した人たちの受診率ですが、市では先ほど市長も答えてくれましたように8割ぐらいは何かにつかかって、特定健診を受けてくださった方全員に結果説明会ということで、丁寧にそれに合わせた指導をしながら、必要な方は訪問したりということもしているのですが、特定保健指導は半年間という期間が決められていて、その中で1カ月目はこういうことというのが基準があって、そこから今言われたように来られなかったとか、時間が都合が合わなければ個別に指導するとか、時間外に来ていただくとか、訪問するとかということで対応して、以前よりは54%ということで率は上がってはきているのですが、それでも脱落していく方は結構ありまして、また翌年対象になる、同じ方が翌年対象になっていくというような方も結構いらっしゃいますし、改善してよくなった方もいらっしゃるのですが、それは自分自身で何キロの体重にしたいとか、食事をこうしたいとか、目標を決めてそれが達成できたかどうかというのを半年間で腹囲や血圧、体重なんかの評価指標を決めながらやられているものなので、脱落した方はこれにとらなくてもその人に合わせた指導は、またフォローという形でかかわっております。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） またジェネリックに戻って申しわけないのですが、胎内市は県の平均よりも常に低くて、理由は先ほどお伺いしましたが、参考までに教えていただきたいのですが、ジェネリックの薬を処方するのとそうでない薬を処方するのでは、その病院に入る歩どまりと申しますか、そういうの全く同じなんでしょうかということが1点と、それから県で国保は連合会になりましたけれども、連合会になって、では県の本当の横並びで一線でやるのかといったら、そうではなくて各市町村の実情に合わせたもので何事も変わらなかったということでもありますけれども、もともと高齢者が多い、医療費がかかる人口が少な目なところに住んでいる人と比較的若い人が大勢住んでいるところでは当然保険料その他が変わるわけで、そのこと

が果たして本当に県の連合会に合った公正で公平な姿なのかということがありますけれども、やがてはどこで生まれようが、どこで生活しようが同じような保険料になるということは話し合われているのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 1点目のジェネリックというところでございますが、全ての医薬品にそもそもジェネリックがあるということではなくて、やはり新薬に対する後発品ということで、特許期間が過ぎたものに対して医薬品会社が開発したものがだんだん出てきているということの商品でございます。それで、ほぼ内科のほうがジェネリックに対する効果額というのがかなり多いようにというお話もちょっと聞いてはいますが、特に歩どまりとかそういうことではなくて、本人がジェネリックを希望するか否かということもありますし、医師がこの患者さんに対して果たしてジェネリックでいいのか、それとも新薬のほうがこの患者さんには合っているのかという判断のもと処方されているということでございます……

〔「それはわかります、単なるいやらしい話」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（須貝 実君） 失礼いたしました。ジェネリックに対して処方する、処方しないによって医療機関に有利になるとか、そういうことはございません。

あと2点目の保険料と新しく広域化になったときの最終的に保険料の一本化を目指しているところなのですが、まさに今各市町村の担当で議論しているところでございます。今現在は、やはり市町村ごとでその保険料決めているわけで、それは地域の医療費がどの程度かかるのかが一番左右されるということなのです。今医療費の一番高いところと低いところの県内の差というのが1.7倍ありまして、なかなかそういうこともあって一本化というのはすぐにはできないような状況ではあります。ただ行く行くは一本化、どこの市町村に住んでも保険税率、保険料率は一つであれば一番いいという認識は持っていますので、これから詳細といえますか、議論が深まっていくものと考えております。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 一番高いところと低いところでは1.7倍ぐらいの差があるというふうに伺ったのですけれども、高いところと低いところという、それも知りたいのですけれども、胎内市はどのあたりに位置しているのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 胎内市は、上から9番目ぐらいの位置に、高いほうから9番目です。医療費水準は高いほうです。30市町村中、高いほうから9番目でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 特定健診はなかなか、保健指導は受けていただけないものなのに、えらい努力して増えてきたのだなと思って見ていました。それで、この指導を受けられて半年間の結果、よくなった人は何割ぐらいかとかわかります。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） お答えいたします。

ちょっと済みません、改善した人の人数は……

○委員長（小野徳重君） 保留しますか。

○健康づくり課長（木村律子君） ちょっと保留していただきたいと思います。失礼しました。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

羽田野委員、答弁の保留がありますが、採決してよろしいですか。

○委員（羽田野孝子君） はい。採決をお願いします。

○委員長（小野徳重君） お諮りします。

認定第2号 平成29年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成29年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） それでは、303ページ以降になります。認定第3号 平成29年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は2億6,900万5,511円、歳出合計支出済額は2億6,894万2,763円となりまして、歳入歳出差し引き6万2,748円を平成30年度へ繰り越すものでございます。なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係などのデータは別添資料としてまとめて提出してございますので、

ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、320ページ、第1款総務費でございますが、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、322ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を合わせて当市の負担分として広域連合に納付したものでございます。

324ページ、第3款保険事業費は後期高齢者人間ドックの受診に対する助成金でございます。

326ページ、第5款諸支出金では保険料の還付、一般会計からの前年度繰入金の精算による返還金となっております。

328ページ、第4款予備費につきましては、人間ドック費用の助成金に充用いたしました。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、310ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料の現年度分及び過年度分をそれぞれ収入したものでございます。

312ページ、第2款使用料及び手数料は普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、314ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計から繰入金でございます。

316ページ、第4款は前年度からの繰越金でございます。

318ページ、第5款諸収入は、保険料の延滞金や広域連合からの人間ドック費用助成金に対する補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 別に何ページというわけではないのですが、徴収率の問題で、特別徴収と普通徴収ありますけれども、特別徴収であれば徴収が漏れるということはありませんよね。ですけれども、普通徴収だとどうしても払わないとか出てくると思うのですが、それ普通徴収にするか特別徴収にするかと、これは何か基準あるのですか、何かに該当すれば強制的にそうなるのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、基本、年金の天引きになるわけなのですが、それは特別徴収ということになりますけれども、後期高齢者医療制度に加入されているときに、例えば年金の年額が18万円以上であるとか、保険料納めている年金の受給額が、保険料が2分の1を超えない

だとか、そういった制限はありますが、年金をもらっている方は基本、特別徴収になります。また、それまでに新しく加入する方、75歳になると新しく加入するのですが、年金天引きになるとというのが翌年の4月以降になりまして、それまでの間は例えば今まで口座振替で国保なりを納付していた方は引き続き口座の振替をさせていただいているというようなところでございます。それ以外は普通の手で一手による、納入通知書による納付というような形になります。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 資料のほうに出ています後期高齢医療保険の料率ですが、30年度に料率の改定していますが、国保は被保険者が減少しているのだけれども、後期高齢のほうは逆に増えてきているということで、料金改定して行って、また健康寿命が延びて後期高齢の保険者数が増えていくと、またすぐに上げざるを得ないような状況になっていくのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 後期高齢者医療の保険料ですが、基本は2年間同じ保険料でいって、その時点で医療費がどうであるとか、その他の財源はどうであるとかというところで保険料の設定をするということの仕組みになってございます。新潟県の場合10年間保険料は据え置いてきたのですが、やはり被保険者が増えてきて、また高齢化になってきたということもありまして、このままでは今の29年以前の保険料では賄い切れなくなったので、平成30年度から保険料を改定して上げたということでございます。ただ新潟県は、医療費が総体的に全国の中でも安いほうではあるのですが、やはり高齢化等医療の高度化ということもあって、だんだん医療費は高額になってきているというような状況でございます。また、31年、32年度以降の保険料というのは、今後広域連合のほうで検討というか、議論されて決められていくというようなことでございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 先ほども若干触れましたように、国保のほうは少なくなって、後期高齢のほうは増えていく、そういった今後も健康寿命が伸びれば、当然後期高齢の被保険が増えていくわけですが、方向性としてはこのままの国保と後期高齢の2本立てでやっていくのか、あるいは将来的には一本化ということも含めて議論なんかされているのか、お願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） さまざまな団体の中ではやはり保険の仕組み、保険制度というのは一本化のほうがよくはないかというようなお話もされている団体もおりますが、現状後期の保険制度と国保の保険制度を例えば一本にするとか、そういったところまで話はいっておりません。国のほうでもまだそこまでは見解持っていないというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） ちょっと補足をいたします。先ほどの国保の関係、それから後期高齢の保険者をどうすべきなのかという、そういった部分、森田委員のところと渡辺委員のところは重なっている部分があるのですが、まず国保から申し上げますと、先ほど課長のほうで答弁させていただきましてとおり、医療費においてかなり団体ごとの格差があると、しかしそこも単に格差があるというだけではなくて、同じような高齢化率の団体において、なお格差があるのかどうかといったところが少し難しい部分としてございます。すなわち健康づくりのところで医療費を下げるような努力がその団体ごとになされているのかどうなのかというのが実は今一つ議論に当たっているという要素がございます。行き着く先は、やはりそういうこともあるのですけれども、できるだけ、先ほどこれは森田委員のほうからありましたように、公平といったところ、公平というべきか平等というよりも公平に進んで、確かにどこに暮らしていても医療費は同じであるという社会を構築していくことが望ましかろうと、国保に関してはそういう議論がありまして、それから後期高齢に関しましてはかなりはっきりと市町村の要因は切り捨ててというか、捨象して県でわかりやすい一元化がなされていく、こういう違いがございますので、そのあたり、まずはだから後期高齢を考える前に国保のところを考えて、そして一本化できるのかどうなのか、まずは国保をどういうふうにしていったらいいのでしょうかといったところがあって、後期高齢についてはもう少し国保との関連性の中で捉えられる部分があるだろうかどうかというのと、簡単に言うとどちらも県一本化になれば、それは進めやすいという議論になってくるということでご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 滞納、収入未済額の話なのですけれども、この意見書では徹底した滞納整理により、収入未済額、不納欠損とも減少し、職員一丸となって取り組んだ成果と評価できるというふうにあります、この資料で収納率を見ますと28年度に比べて格段にまた盛り返したということなのですけれども、逆に28年度なぜここまで下がってしまったのか、29年度の決算委員会で聞くのも変ですけれども、もしわかったら教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 28年度滞納繰越分のほうがかなり、率的には減少はしてございますが、収納額自体も母体が少ないということで、率的にはこのような形になってございます。正直なぜ28年度が滞納繰越分につき収納率が悪かったかというのは、私たちも承知はしてございませんが、ただ私ども28年度の収納率が低いということもあったので、直接担当者が現地に出向いて直接お会いをして、分納できるのではあれば分納というような形で、その人、その人に合わせた滞納整理と申しますか、徴収の向上に向けて取り組んだ成果が今年度上がったのだなというふうに捉えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 平成29年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成29年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） おはようございます。認定第4号 平成29年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の332ページをお開き願います。333ページの歳入の収入済額の合計は33億8,299万4,691円、334ページから337ページにかけての歳出の総括につきましては、337ページに記載の歳出の支出済額の合計は33億2,376万6,277円でございます。歳入歳出差し引き残額の5,922万8,414円は平成30年度へ繰り越すものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。358ページをお開きください。358ページから361ページにわたります第1款総務費につきましては、1項総務管理費では職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収事務費、3項介護認定審査会費では要介護及び要支援認定に係る事務の経費、360ページの4項介護保険運営協議会費では介護保険運営協議会の委員報酬が主なものでございます。

次に、362ページから367ページにわたります第2款保険給付費につきましては、362ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービス給付費、2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービス給付費に係る支出でございます。

364ページからは高額介護サービスに係る支出、特定入所者介護サービス費が主なものでござい

ます。なお、保険給付費の前年度との比較では1,642万3,172円の増、比率では0.56%の増となっているところでございます。

次に、368ページ、第3款財政安定化基金拠出金につきましては、支出はございませんでした。

次に、370ページから377ページにわたります第4款地域支援事業費につきましては、370ページ、第1項介護予防生活支援サービス事業費では職員の人件費のほか、当該事業対象者に対する訪問型及び通所型サービスに係る支出が主なもので、372ページ、2項一般介護予防費では65歳以上の高齢者に対する介護予防教室等の支出が主なものでございます。

次に、372ページからの3項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、374ページで4カ所の地域包括支援センターにおいて行っている総合相談支援事業、権利擁護事業、ケアマネジメント支援事業を行う包括的支援事業委託料のほか、介護相談員の派遣、紙おむつ等給付費等に係る支出のほか、在宅医療、介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、376ページで認知症地域支援推進員の委託料が主なものでございます。

次に、378ページ、第5款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金でございます。

次に、380ページ、第6款公債費、1項1目利子につきましては、支出はございませんでした。

次に、382ページ、第7款諸支出金につきましては、過年度分第1号被保険者保険料還付金、国県支払基金の保険給付費等に係る前年度精算返還金及び一般会計からの繰入金について、前年度精算分として繰り出したものでございます。

384ページ、第8款予備費については、地域支援事業費への充用でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、340ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の保険料でございます。なお、収入済額の前年度との比較では1,883万700円、2.72%の増、収納率につきましては98.25%で、前年度との比較では0.54%の増となっております。

次に、342ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料、介護予防教室利用料、電柱設置に係る使用料等でございます。

次に、344ページ、第3款国庫支出金につきましては、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業に係る交付金及びシステム改修に係る補助金でございます。

次に、346ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費等に対する交付金で、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

続いて、348ページ、第5款県支出金につきましては、県からの負担金及び交付金、350ページ、第6款財産収入は介護給付費準備基金の利子、352ページ、第7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、354ページ、第8款繰越金は前年度からの繰越金で、356ページ、第9款諸収入に

つきましては、保険料の延滞金等でございます。なお、要介護認定者数、認定率、サービス受給者等の状況につきましては、お配りさせていただきました介護保険事業特別会計決算資料に過去3年間の推移を記載いたしているところでございますが、認定者数は1,776人で、第1号被保険者9,886人に対する認定率は17.96%という状況でございます。当市の認定者のうちサービス利用実人数は1,537人、受給率では86.54%でございます。

また、これに加えまして、別添資料には各サービスごとの受給者数、それから保険給付費の推移、収納状況、基金の状況といったものを記載いたしておりますので、ご参考いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） この資料の基金残高が載っているのですけれども、平成27年から順調に基金残高を積み上げて、倍々のように積み上げているのですけれども、その理由をお聞かせくださいという変なののですけれども、きちんとそういうふうに積み上げられているその背景を教えてくださいというのがまず1点と、あとよく言われるのですけれども、ある程度の年齢になって脳梗塞、その他で介護が必要になったりして認定を受けるために審査を受けて、その決定がなされるまでにどうしても期間があつて、病院で入院しているのだけれども、それが決まらなるとその先がなかなか決まらなのだということをもたよく言われるのですけれども、聞くところによると最短で2週間、間違っていたら訂正してください、そうでなければその倍ぐらいかかかってしまうこともあるような話なののですけれども、なぜそんな差が出てしまうのかということと、どうすればそれが是正されていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 初めに、基金の積み立てのご質問いただきましたが、これは年によってそれぞれのサービスの利用者、給付費といったものがそう多くは確かに変更はないのですけれども、全体的に見ますとかなりあるといったところで、介護保険事業計画の中で計画的な利用状況を見きわめた中で算定しているところでございますが、幸い29年度の積立金が結果的に多かったという状況でございます。ただ少し余談になるかもしれませんが、今年度上半期の状況を見ますと、居宅介護、在宅サービスです、それから施設サービス、いずれも昨年度に比べると非常に給付費が伸びているような状況でございます。特に施設サービスのほうは給付費が伸びているといったような状況が見られるところでございます。

2点目の脳梗塞等々で介護が必要になって、介護保険の認定申請をしたのだけれども、期間が相当要するといったようなご質問でございますが、こちらについては介護保険法ほか法令に基づいて基本的には30日以内といったような取り決めがございまして、これは胎内市に限らず全国で

30日をめどに結果が出るように認定審査会等で対応している状況でございますが、それが中には1カ月以上かかる方もいらっしゃいますが、その原因といたしましては、主治医から意見書をお願いをし、提出いただくわけなのですが、病状が安定しない、そういったようなあたりから主治医からいただく意見書の提出がおくれるといったようなことの原因が一番の原因でございます。ただサービスをすぐに必要な方については、結果が出る前に暫定でサービスはご利用していただくことは可能でございます。ケアマネジャー等にも対応ができますし、そういった部分では市内4カ所がございます地域包括支援センターのほうにご相談いただければ、暫定サービスの利用といったことも可能でございますので、そういう方にはぜひご相談をいただきたいと思っております。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 基金については、その年によってなのでしょうけれども、いつ何どき基金を崩さなければならない状況が来るかもしれないので、積極的に積み上げているということで理解していいのかというふうに伺いましたし、認定の期間なのですけれども、病状が安定しないという理由きょう初めて知ったのですが、私が思っていたのは担当した医師とケアマネジャーのかな、その担当の人が一生懸命仕事する人と割とのんびり、のんきな人で差が出るのかなと実は思っていたのですけれども、そうではないでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 主治医によってというところでございますが、確かにそれぞれの主治医の専門分野というのも大きく影響する部分もあるかと思います。認知症とかの精神疾患の方は、やはり専門の先生と内科医とではその辺の判断基準、それから介護を要する部分の意見書の作成の仕方に差があるように見受けられます。また、大きな病院とかかりつけの地元の先生方とでも確かに意見書の内容を見ますと差があるなど感じているところでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 介護予防の日常生活支援総合事業で、29年度に健伸館できたわけですが、今のお話を聞くと利用されている方がかなりいらっしゃるということでしたけれども、当初の見込みの来場者数と1年間やっでの利用状況をお願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 健伸館に関しましてでございますが、健伸館は平成29年度4月に開設をした施設でございますが、そこではさまざまな介護予防に資する活動を行っておりまして、当初の来場者の見込みというのは3,000人を目標に掲げておりまして、実際実績を見ますと来場者が延べ3,071人ございまして、目標は達成できたかなと感じているところでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 利用状況が目標にいつていることで、介護予防として健伸館ができて介護

予防、市の全体として1カ所できたということでどのような評価されているのか。

あともう一つ、にこ楽・胎内等でも同じような事業があると思いますけれども、ほかの介護予防だけではないのでも使っているように思いますけれども、もし効果があるのであればにこ楽・胎内のほうでもそういった介護予防の支援事業の取り組みにももう少し強化する必要もあるのではないかなというふうに感じているのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 健伸館で延べ3,071人で、そこでは運動、栄養、口腔機能の向上といったような専門的な視点での介護予防教室も開催しておりますし、広く高齢者が楽しみながら体操をしたりといったような一般介護予防教室も行っているわけなのですが、評価のあたりで見ますと、これは健伸館に限らず全体的な評価ではございますが、教室の初日と3カ月後の評価、運動機能等の評価を行っているのですが、それを見ますと改善が見られる方の割合が20%、3カ月間で現状維持という方が73%、少しでも悪化した人が7%といった数字が出ておまして、これらを見ますと介護予防の活動拠点が増えたことによって、市民の皆さんがそこに参加される方自体が増えておりますので、非常に効果的な事業ではないかと考えているところでございます。

また、にこ楽・胎内というお話もいただきましたが、この介護予防教室はほんとHOT・中条、にこ楽・胎内、それから29年度から乙の交流館、そして築地地区では健伸館といったところで、4地内、4地区を拠点に行っているところでございまして、なるべく身近な地域で予防対策というようなことで、それぞれの施設においてさまざまな教室をやっているところでございます。

〔「にこ楽をもう少し強化していくという」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

にこ楽もやっているわけでございます。健伸館でもやっていて、先ほどのところで数字でご紹介、皆様にもお示ししているのですけれども、29年度の被保険者数、これが9,800を超えるというような中で、実際に認定されている方が極めてパーセンテージ少ない、これはお示しした資料の1ページ目にあるわけでございますけれども、先ほどご説明しましたように被保険者の数から見て介護認定を受けている数が少なく、率が低いといった部分、これはとりもなおさず介護予防が功を奏している部分が多々ございますので、こういった方向をこれからも充実していきたい、したがってにこ楽に限らず全てのところで今行っている総合支援、その他の介護予防に関する取り組みは積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。それがひいては健康寿命の延伸ということにつながってくるだろうというふうに考える次第でございます。よろしく願いします。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 本当に被保険者数が29年度増えているのに認定者数が1,352と減ってはいないのですけれども、率で言うと1%減っていますので、すごいことだなというふうに思いました。あと健伸館に行っている方で、こんなによくなられたのという方がいらっしゃってびっくりしましたので、20%の方がよくなっていらっしゃるには、ではあそこ行ったほうがいいのではないなどと最近言っております。

あと4番の居宅介護ですけれども、この人数が減っていて、そして地域密着型と施設のサービスのほうが増えているのですけれども、ここが何かちょっと気にかかりますが、何か居宅サービスの人数が減っているのがわかりましたら教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

居宅サービス、いわゆる在宅系のサービスが減ったというところで、その理由は平成29年度から介護予防日常生活支援総合事業といったのが介護保険法の改正に基づきまして、これまでは要支援認定者の方が利用する通所介護、デイサービスセンターです。それから、訪問介護、ヘルパーさんがご自宅に伺って支援を行うサービス、これについて介護予防日常生活支援総合事業のほうに移行したというところで変動が出たものでございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） それでは、371ページの今課長が言われた日常生活支援総合事業の通所型サービスBの補助金ですけれども、私はNPOのあそこでも少し行っているのですが、なかなか退職者が増えていかないのですけれども、どうしてなのだろう、ほかのところでも受けていらっしゃるから、あそこの事業は伸びているのでしょうか、昨年とは比較していなくて済みません。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 今ほど総合事業の通所型サービスBの補助金と、それから関連いたしまして、訪問型サービスAの委託料の関係のご質問いただきましたが、通所型サービスBの補助金については、介護予防を行う自治会であったり、自治会の中でもチームを組んで行っている団体に対して年間45回、おおむね週1回以上の市が決めた運動プログラムを実践されるといったような活動を行う団体に対して、上限7万円の補助金を出しております、29年度は9チーム、9団体からご申請をいただいたところでございます。

また、委員おっしゃるNPOのほうでなかなか利用者が伸びないという旨のお話でございましたが、これは前段の13節委託料のところでは訪問型サービスA委託料、この部分でNPO法人ふるさと奥山荘に居宅型のサービスA事業ということで、専門職でもない、市民の皆さんが直接支援を行うといったようなサービスなのでございますけれども、これが実人数で申しますと15人、延べで申しますと76人の利用になっております。確かに29年度から開始されたサービスでございますので、まだまだ浸透していない部分もあるかとは思いますが、まだまだ利用者の感覚といたし

ましては、介護福祉士とか専門職の支援を受けたいといったような、まだ考えをお持ちの方もあろうかと思いますが、ここの部分は市民の皆様方が互いに支えるという部分でございますので、これからもしっかりPR、そして利用のほうが上向きになるように取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 教えてもらいたいのですが、例えば介護認定が2で、ケアマネジャーさんに例えば介護認定頼むと4になったとか、実際介護認定4のサービスが受けられるのだけれども、例えばお金がなくて我慢すると、特に老老介護の人とかそういうケースというのはありますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

認定結果が2で、その後ケアマネに頼むと4になったという事例なのですが、詳細は把握しておりませんが、ただ考えられることといたしましては、認定結果が出てそれが納得いただけないとか、ちょっと状態の変化があつて、もうちょっと高いではないという方につきましては、区分認定変更申請がいつでもすることが可能でございます。恐らくそういったケースではなかろうかなと思っております、決してケアマネに頼んだり、もろもろの方に頼んで介護度が変わるといったものではございませんし、認定結果については広域での審査会によって結果を出しているところでございます。

また、金銭的な関係につきましては、特定入所者介護サービス、区分負担限度額の認定申請をいただくことで利用者負担を軽減する制度もございますし、そういったことからまた個別の相談に地域包括支援センターでも応じておりますので、ぜひご相談をいただきたいと思います。

〔「4で2を受けている人いるか」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（須貝正則君） 失礼いたしました。要介護認定4の判定を受けた方で……

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 要は、例えば認定度は2でも3でもいいのだけれども、実際例えばその症状からしてもっと4ぐらいの認定度でもって、しかし負担割合というのある、こうなっていくと、全部一律ではないでしょう。それによってサービスが受けられるのだけれども、お金がなくて我慢してじいちゃんがばあちゃんを介護しているというようなケースというのはあるのですか、ないのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 金銭的事由で本来は例えば入所が望ましい方でも我慢されている方がいらっしゃるかどうかについて、はっきりした全体の数はつかんでおりませんが、ただ福祉介護課の相談の中にはそういった方々が年間十数人程度でしょうか、いらっしゃいますので、それらについては個別の相談で対応してまいりたいと思っております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） それは、個別のあれで対応できるのですか。例えばよく言われるのは、介護保険というのは本当に保険あってサービスなしというふうな、最近特にそういうふうを感じているところあるのだ。何のための介護保険なのだろうというふうなことも言われるところがあるのだ。だから、実際そういう目に見えないというか、我慢してやっている、そこには誰が、例えば民生委員の人たちが行って、これはじいちゃん、何とか頼んで相談してやったらというふうな、そういうのもあると思うのだけれども、その辺というのは来れば対応しますとか、いろいろあると思うのだけれども、そういう実態というのもやはりある程度把握すべきではないのかなというふうに思うし、例えば金銭的な面で実際サービスを受けたくても受けられないというものに対して、ある程度やはり今後の対応ということも考えていくべきだと思うのだけれども、いかがでしょう。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

ただいまのようなお話が実は根底にあるのは、介護保険は保険でサービスを提供するといったことの中で、大きく前提とするところが高負担、高サービスなのか、低負担、低サービスなのかというのが実はございます。それは、すなわちお一人お一人の負担に応じてサービスがありますということの基本にしている。しかし、渡辺委員言われるように、果たしてそれでもっと手厚いサービスが必要なのだろうけれども、そもそもただいまの胎内市の負担、すなわち保険料でそれがかなえられているだろうか、かなえられている人もいるけれども、そこからこぼれ落ちている人も実はどのぐらいの割合かわからないけれども、いるのではないかと、それを保険制度全体で支えるか、それ以外の公的な部分で支えていくか、胎内市だけの問題では解決できない部分もあるかもしれません。そのあたり我々もつぶさに捉えながら、必要に応じてみずからの制度設計を見直すこと、それから国、県に必要な支援について要望すること、それらをあわせながら考えさせていただこうと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 済みません、長くなって申しわけありません。357ページの56、57の一番下の3の第三者納付金なのですが、備考のところでは第三者行為損害賠償金とありますけれども、これもちょっと勉強させてもらいたいのですけれども、介護保険において第三者が与える損害ですか、そういうのはどういうあれなのです。それで、お金の流れですか、介護保険のほうに今回80万円ぐらいですけれども、入ってきていますけれども、その流れというか、国保の場合はわかるのです。国保の財源を使って医療費として出しているから、そこを補うために損害賠償でそれを補うというのわかるのだけれども、介護保険の場合はちょっとよく理解できないのですけれども。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 第三者行為は実は国民健康保険と流れは一緒でございます、この中身としましては交通事故が発生をし、被害に遭われた方が介護のほうのサービス、医療ではなくて介護のサービスが必要になった方を対象とした内容でございます。医療保険と同様にその方に対する介護サービス分として、このような第三者行為の納付金として取り扱うものでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） そうしますと、交通事故によって介護状態になったということですが、そのためには要介護認定を受けなければだめですね。では、そういう流れでいくのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） そのとおりでございます、認定が必要でございますが、ただすぐという場合は暫定でサービスを利用することが可能でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） よくわかりました。

もう一点ですけれども、364ページの特定入所者介護サービス、これの特定入所者の人数何人ぐらいいるか知りたいのですけれども。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 特定入所者介護サービス費の人数でございますが、平成29年度の延べ利用者数は3,985人、月平均に直しますと332人でございます。なお、28年度は延べで3,959、月平均330人といったような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 本当にごく最近なのですけれども、ショートを胎内市では3日しか頼めなくなったとあって、そうですか、1週間ぐらい頼めたのですけれどもねと言ってお話ししたりもしていたのですけれども、いや3日しか頼めなくなった、それで村上の管内のほうの施設にお願い、そういうときはすることになったみたいなことをおっしゃる方がつい最近ありましたが、そんなにショートはなかなか受け入れ困難になっているのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） ショートの利用については、その時々で波があって、比較的長期間簡単にとれる時期もあれば、委員ご指摘のようななかなか難しい時期も確かにございまして、ここ最近の理由として大きいのが市内の事業所のところで介護職員の人員確保の減等の理由で、定員が10名減となった施設がございまして、それが要因とも考えられるかもしれませんが、委員ご指摘のように市外のショート施設も幾つかございますので、ケアマネのほうで対応をとって利

用される方が困らないように進めているところでございます。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 平成29年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成29年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） その前に、先ほど保留にしました答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（小野徳重君） はい。

○健康づくり課長（木村律子君） 特定保健指導の改善率ということでございましたが、特定保健指導利用者年間、平成27年度ですけれども、152人利用に改善者が29人で改善された率としては19.1%、利用者の中で6カ月間の修了者136人に対しては21.3%ですので、大体2割の方が改善しているというような状況になっています。

追加してですけれども、特定保健指導は腹囲の大きい人ということが前提条件ですので、腹囲は大きくなくて該当しなかったのだけれども、血圧や糖とか脂質とか腎機能とか、重症で値の悪い人たちを重症化予防指導事業というのをやはり6カ月間実施しております。その対象は60人で53人支援をしまして、生活習慣が改善した人の割合が75%、翌年の特定健診で結果が改善した人が75.8%ということになっていまして、特定保健指導は腹囲が基準になっているので、なかなか改善が厳しいというところもあります。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員、よろしいですか。

○委員（羽田野孝子君） はい。

○健康づくり課長（木村律子君） それでは、続きまして認定第5号 平成29年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の388ページからになります。歳入の収入済額合計は7,580万2,419円、めぐりまして390ページの歳出の支出済額合計は7,489万7,950円となり、歳入歳出差し引き残額90万4,469円を平成30年度へ繰り越しいたしました。ここで利用者数について申し上げます。医科でございますが、7月からは常勤医師が不在となり、12月まで週3回の診療日で、1月から3月までは週1回の診療日を実施し、利用者は延べ1,429人で、前年度と比較して2,023人、58.6%減少いたしました。歯科につきましては、利用者は延べ5,978人で、前年度と比較して80人、1.3%の減少、はり、きゅう、マッサージにつきましては、利用者は延べ681人で、前年度と比較して98人、12.6%の減少でございました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。406ページ、407ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費であり、医師、看護師等の職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経費でございます。一番下段の19節負担金補助及び交付金の診療協力負担金は、県立坂町病院に7月から12月まで67回医師を派遣していただいた協力負担金として支払ったものでございます。

408ページ、409ページをお開きください。2目歯科診療費につきましては、歯科及び歯科分室の運営経費でございます。13節委託料では、歯科医師に対する歯科診療業務委託料を、15節工事請負費では歯科分室における集合ポンプ及びシンク交換工事費用を支出いたしました。

次に、3目は、はり、きゅう、マッサージ診療に係る経費でございまして、施術師の賃金が主なものであります。

めぐりまして、410ページ、411ページの2款公債費は、平成28年度に診療所の駐車場整備工事等のために起こした長期債の償還利子でございます。

412ページ、413ページの前備費は、使用しませんでした。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。394ページ、395ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入と、はり、きゅう、マッサージ施術収入でございまして、医科使用料は、利用者数の減少を反映し1,605万4,153円で、前年度と比較して1,450万7,567円、47.5%減少いたしました。歯科使用料につきましては4,141万3,326円で、前年度と比較し121万6,855円、3.0%増加いたしました。はり、きゅうマッサージ使用料は、100万1,016円で前年度と比較して20万2,861円、16.8%減少しております。

次に、2項手数料、1目衛生手数料につきましては、診断書及び介護保険主治医意見書の作成

料でございます。

396ページ、397ページをお開きください。第2款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金ですが、へき地診療所運営事業に対する県医療施設運営費補助金でございます。

めぐりまして、398ページ、399ページの第3款繰入金につきましては、診療所の運営財源として診療収入の不足分を補填すべく一般会計から繰り入れを行ったものであります。

400ページ、401ページの第4款繰越金は、平成28年度からの繰越金でございますし、402ページ、403ページの第5款諸収入は、胎内やすらぎの家の4月から6月までの診療協力料等でございます。

404ページ、405ページの第6款市債ですが、医科の診療体制が変更になりましたので、辺地対策事業債は活用しませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 医科、歯科、それからはり、きゅう、マッサージの利用者数も年々減少、そして医師の確保がなかなか難しいという中で運営しているわけですが、それぞれの実態に合わせた運営方法で何か考えられることというのはあるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

それぞれの実態に合わせてという部分が少し正確につかみかねている部分が率直にございますけれども、いずれにいたしましてももちろん医師確保、それからへき地診療所、胎内市だけではないでしょうけれども、これまでどおりの運営をしていくことは極めて難しくなっているというのは率直な認識を持っております。先日県立坂町病院活性化促進大会のところでも実はこの問題等は似ている部分といたしまししょうか、相通じる部分がございます、医師確保ということが極めて困難になっている。私たちは、すぐに乱暴な結論づけを行うことはできませんけれども、大事な視点は黒川診療所そのものを守るのかといったところと、それから地域医療を守るのかと、地域で暮らす人たちの医療を守るのかといった部分、これがかつては重なり合っていたというふうに捉えることができたのだと思います。しかし、なかなか昨今黒川診療所を守るということと地域医療を守るということは必ずしも重なり合わない部分が出てきていると、それをしっかりと捉える必要があるのではないかと、先ほど申し上げましたように、ずっと昔黒川診療所で診療を受けてこられた方々、その方々がこれから先どういうふうに診療を受けていけるような体制をとっていったらいいのだろうと、先ほど申し上げましたように少し幅広く考えていかないと、黒川診療所以外にここの方々の地域医療を守るすべがないというふうに捉えると、逆に大切な部分を見

失うといったことになりかねないので、県立坂町病院でも訪問診療とか何か非常にご苦勞をしていただきながら取り組んでいただいている、あと開業医の先生方のご協力をいただいたりなどしている、今のところ黒川診療所の関係でいうと坂町、そして周辺の開業医の先生方に最大限の協力をいただいて、坂町病院の活性化を図りながら、もちろん新たに前常勤でずっといた先生のような若い方がずっといてくれるような、望外の結果が得られたりすれば別ですけども、そうはなかなかならないところを現実をしっかりと認識して対策を講じていくことが必要で、重要であろうと認識いたしております。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 多分聞いても同じ回答だと思うのですが、へき地医療なんかはそれともという話でありますけれども、一般会計から1,400万円繰り入れて、維持していくことがこれからもずっと必要なかという難しい問題で、金の問題ではなくて、いや心の問題なのだと、へき地の人に心を寄り添っていくのだということをいつまでも続けていられないのかなと私も思いますし、一つだけ確認したいのは、厚生環境常任委員会で聞いたときに平成31年度も現行の体制をそのまま維持していくというふうなお話でしたけれども、それはそれでいいのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 例えば週に3回といったところが週に1回となったりしているような現状を踏まえ、それが先ほど申しあげましたように、いやそうではなくて週に3回にやはり戻して、なおかつそれ以上の体制、しっかりした体制が組めるとか、そういうことがあればまた状況は変わってくるかもしれませんが、今ほど申しあげましたように一応31年度も同様にとは考えていますけれども、果たしてそれで大丈夫か、いいのかと、そこら辺はしっかりと捉えていって、もちろん重要な事柄ですので、軽々に判断できませんけれども、状況をつぶさに捉えながら、そしてあるべき形について議会の皆様方にもお諮りをしながら、どういった方向がいいのか、我々なりに考えたところをお伝えし、ご意見を頂戴し、方向づけを行っていくと、したがって31年度一応はそうなっているわけがございますけれども、絶対確定的なものではないということをご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 桐生委員。

○委員（桐生清太郎君） 市長に伺います。

地域医療はここだけの問題でなく、全国大きな課題としてございます。黒川診療所、私も一般会計の繰り入れ、これを営々として続けていくのかということについては何ら否定はいたしません。でもやはり過疎地の胎内地区としては、黒川診療所は大きな医療施設であります。また、医療現状といたしましても、今は医師の確保が相当厳しいのは重々承知しておりますが、いろんな面でネットで診療するとか、いろんな方策が全国各地でとられていることは皆さんご承知かと思えます。それで、本来であれば週5日診療というのが地域の願いであります。その後において、

このような状況に医師が坂町または新潟からということをお願いしているのですが、井畑市長は吉田市長からかわられて、その後の医師の確保策はどのような格好でとられているのか、この辺についてお伺いいたします。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

そもそも黒川診療所の医師確保につきましては、私、担当課長時代から実は臨港病院さん、それからごくわずかではありましたが、ご存じの小熊医師、それから東京に何度か出向いて、なかなかここだけで解決できない、医師確保のために橋渡しや広告をしてくださる事業者がありまして、そこに何度もお願いに行ったり、広告を出したり、誠心誠意努めてまいりました。それから、ご存じのとおり一度は先ほど申し上げました常勤ということで、いったん退職された医師の後任で末永く勤めていただける医師を確保できてほっとしたところがございますが、それが続かなかったというところがございます。そういったことを踏まえ、これまでも努めてきましたし、これからも先ほども申しましたようにいろいろ努めた中で、誰かが本当に先ほど望外の期待、望外の結果として医師確保ができればそれは理想かもしれないですけども、現実問題なかなかそうはいかないだろうという現実的な認識もしっかり一方では持つておかなければいけないというふうに認識している次第でございます。

あともう一つは、私一般会計の繰り入れだけの問題ではなくて、地域医療を守るために一般会計から繰り入れをすることがあるから、それがよろしくないというふうに、そういうふうな捉え方だけで考えているわけでは決してございませんで、例えば中条中央病院に対しても一般会計からの繰り入れは行われているし、先般も例として示されましたけれども、県が坂町病院に対して6億円相当の一般会計の繰り入れを行っているということもございます。だから、一般会計の繰り入れを行わないで済めば一番いいのかもしれませんが、行ってでも守っていかなければいけないのが地域医療だというふうな認識は持っている次第でございます。ただ先ほど来申し上げておりますのは、それが本当に地域医療を守るために最善の策が診療所のずっと存続させていくという方策なのかどうかについては、現実的な考え方をしっかり持ちながら、まさに地域医療を守る、繰り返して恐縮ですけども、一番大事なのは地域医療を守ることなのだという視点の中で考えさせていただきたいと思っている次第でございます。

申すまでもなく、黒川診療所は築40年を優に超えています。そこも長い視点では捉えていかなければいけないのではないかと、すなわち昨今の耐震のところから見ても、これをでは補強したり建てかえたりするところの余裕もなかなかないといったところもしんしゃくしておかなければいけない要素の一つなのではなかろうかと、当然医療機器、それも非常に高額になってきたものをこれから更新していけるだろうか、その余裕も含めてあるだろうかといったところをよくよく捉えながら、そういったことの中で難しい判断になろうかと思っておりますけれども、先ほど来申し上げ

ましているように多角的に慎重にその判断をし、そして方向づけを行ってまいりたい、そのときも地域医療はしっかりと守るというスタンスを忘れずに、その姿勢を忘れずに物事を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 平成29年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

お諮りします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、休憩します。

午前11時55分 休憩

---

午後 零時57分 再開

○委員長（小野徳重君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、認定第6号 平成29年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、午後の部よろしくお願いたします。それでは、認定第6号 平成29年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の416ページからでございますので、よろしくお願いたします。歳入合計の収入済額が6億7,305万3,730円、ページをはぐっていただきまして、歳出の合計の支出済額が6億5,197万6,121円であり、差し引き2,107万7,609円を30年度へ繰り越しいたしました。

それでは、農業集落排水事業の概況でございますが、農業集落排水事業全体の平成29年度末の接続人口は6,823人で、処理区域内人口に対する接続率は74.5%であり、平成28年度末と比較して0.8%の増となっております。また、年間有収水量は平成28年度と比較して73万7,074立方メートル、1.5%の増でございました。

それでは、歳出のほう個々に説明いたしますので、440ページをお願いいたします。440ページ、第1款1項1目農業集落排水運営費は、職員3人分の人件費や事務費の一般経費及び農業集落排水施設の運営に係る経費でございます。11節は消耗品、電気料金、施設の修繕費等でございます。12節は処理場やマンホールポンプを監視するための通信費や農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理するための手数料が主なものでございます。13節につきましては、施設の管理委託料や汚泥運搬委託料、公営企業法適用支援業務委託料が主なものでございます。また、15節の工事費につきましては、中継ポンプ、制御盤設置工事、黒川処理施設機能強化に伴う工事及び公共ます設置工事が主なものでございます。27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税が主なものでございます。28節は事業創設当初の一般会計からの借り入れに対する償還金を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、ページはぐっていただきまして、442ページ、第2款基金積立金は基金の利子をそれぞれの基金に積み立てたものであります。

次はぐっていただきまして、444ページ、第3款公債費は、起債の元利償還金でございます。

ページをはぐっていただきまして、446ページ、4款予備費については執行がございませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、422ページをお願いいたします。1款1項1目受益者分担金は、過年度分の滞納繰越分であり、平成29年度の納入額は12万1,900円でありました。

2項1目工事負担金は、新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合、工事負担金として負担していただくものでありまして、2件分で50万円となっております。

次に、424ページ、第2款1項1目農業集落排水使用料は、1億4,802万8,530円でありまして、平成28年度と比べまして447万5,914円、率にして3.1%の増でありました。収納率は99.1%で、前年度と比較しまして0.1%の増でございました。

次に、426ページ、第3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金は、黒川処理場の機能強化工事に係る補助金でございます。

次に、428ページ、第4款1項1目農業集落排水事業費県補助金は、農業集落排水事業における起債の元利償還に充てるため、各年度の事業費の12%分を総額として、県が分割して補助しているものでございます。

次に、430ページ、5款財産収入では基金利子及び不用メーターの売払収入でございます。

次に、432ページ、第6款1項1目一般会計繰入金は、農業集落排水事業に対する地方交付税の基準財政需要額算入分及び財政不足に対する繰入金でありまして、2項1目は鹿ノ俣発電所からの運営に伴う配当分でございます。

また、3項1目は財政調整基金からの繰入金800万円でございます。

次に、434ページ、7款は前年度からの繰越金であります。

次に、436ページ、第8款諸収入の2項1目は排水設備資金預託金収入であり、3項1目雑入では、消費税及び地方消費税還付金及び下水道施設の移設補償金が主なものでございます。

次の438ページ、9款1項1目農業集落排水事業債は、機能強化事業、黒川に係る機能強化事業に係る農業集落排水事業債及び資本費平準化債、公営企業適用債でございます。

以上で認定第6号 平成29年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） 監査委員の意見書に農業集落排水事業特別会計の事業収入で事業費が賄われていない状況にある。当年度は財政調整基金800万円取り崩し、本会計の財政調整基金の年度末残高を83万円と底をついた。収益性の向上に結びつく経営改善が求められるとありますけれども、収益性に結びつく経営改善とはどのような努力をされているのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） ただいまの経営改善に関する営業項目でございますけれども、個々には接続率の向上が一番だということでありまして、接続率向上のための内容といたしましては、ダイレクトメールによる接続促進でありますとか、あとはその他住宅リフォーム関連において下水道の接続を促進するようなこととか、そういったPRをさせていただいておりますし、また市報たいないへのいろいろさまざま下水道への接続や下水道に関する情報を大体毎月のようにお知らせさせていただいてPRに努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） それと、29年度は財政調整基金を800万円を取り崩して会計を処理したということでもありますけれども、それが無いのだけれども、大丈夫なのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） ただいまのご質問ですけれども、監査委員さんからの指摘のとおりでありまして、事業収入のほうで費用を賄っていないという実態が現在ございます。それに関しましては、今のところは29年度においては財政調整基金を800万円、しからば30年度はなくなる

のですけれども、ではどうするのかということでありますけれども、その点につきましては接続率の向上だけでは賄えない部分もありますので、財政的な見込みを立てて収入の増加を図るべく検討しなければならないというふうには考えてございます。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 平成29年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成29年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、簡易水道事業についてご説明いたします。

認定第7号 平成29年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の450ページからでございます。よろしくお願ひいたします。歳入合計、収入済額が1億8,081万5,852円、ページをめくっていただきまして、歳出の合計が支出済額が1億6,262万3,830円であり、差し引き1,819万2,022円を平成30年度へ繰り越いたしました。

簡易水道事業の概況でございますが、この事業は黒川地区に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区に給水している第2簡易水道で構成されている会計でございます。給水戸数は第1、第2簡易水道合わせまして1,737戸となっております。平成28年度と比較しますと、4戸の増となっております。年間有収水量は59万913立方メートルで、平成28年度と比較しまして705立方メートル、0.1%の減でございました。

それでは、個々にご説明いたします。歳出のほうからご説明いたしますので、決算書の468ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道運営費は、職員2人分の人件費や事務費、一般経費及び簡易水道施設の運営にかかわる経費でございます。11節は消耗品、電気料金、施設の

修繕費等であり、次の12節は配水施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。また、13節は保安待機委託料、水質検査委託料、公営企業法適用支援業務委託料、メーター検針委託料、量水器交換業務委託料が主なものでございます。15節工事請負費は、鼓岡浄水場の機能改良工事のほか、配水管整備工事が主なものでございます。ページめくっていただきまして、470ページの28節は、簡易水道創設当初の一般会計からの借り入れに対する償還金を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、472ページ、第2款1項1目基金積立金は、簡易水道施設整備基金に積み立てをしたものでございます。

次に、474ページ、第3款公債費は、起債の元利償還金であります。

次に、476ページ、第4款予備費については執行がありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。ページ戻りまして、456ページをお願いいたします。第1款1項1目は簡易水道使用料であり、1億1,016万9,033円でありまして、平成28年度と比べ54万8,639円、率にして0.5%の減でございました。収納率につきましては99.1%で、平成28年度と比べ0.4%の増となっております。

第2項の手数料につきましては、給水装置工事手数料等でございます。

次に、458ページ、第2款1項1目は簡易水道施設整備基金利子でございます。

また、2項1目は中古メーターの売払収入でございます。

次に、460ページの3款1項1目は一般会計繰入金は、簡易水道事業に対する普通交付税の基準財政需要額算入分であり、2項1目は鹿ノ俣発電所の配当分でございます。

次に、462ページ、第4款1項1目は平成28年度からの繰越金であります。

次に、464ページ、第5款諸収入は預金利子及び雑入であり、水道加入金や農業集落排水使用料賦課徴収業務委託料、水道会計からの分水費用負担金が主なものでございます。

次に、466ページ、第6款市債につきましては配水管整備工事に係る簡易水道事業債及び公営企業会計適用債でございます。

以上で認定第7号 平成29年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） 簡易水道の水道料金は4年前ぐらいに改正されたのですけれども、その理由がこれからの簡易水道の経営をしていく上ではどうしても必要なのだということで、賛否が分かれるものではありましたけれども、改正されました。それによって、収支の経営内容が改善されたのか、このまましばらくずっと安定的にいくのかという大ざっぱな話なのですけれども、も

し所見をお聞かせ願えればと思います。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） ただいまのご質問でございますけれども、簡易水道会計の料金は値上げして間もないわけでございますけれども、その結果、確かに今のところは会計が裕福ではございませんけれども、積立金を積める状態にはなってきているということでございますけれども、簡易水道事業のエリアにおきます人口減少の率というのは胎内市の中でも比較的割合高いほうにございまして、今後人口減少に伴う収入減というものは避けて通れないということでありまして、また簡易水道事業始まって年数がかなり経過している部分もございまして、また簡易水道施設を整備したときに古い簡易水道施設をそのまま使っている、一部ではございまして、そういった配水管もございまして、そういったこれから発生し得るいろいろなもろもろな整備にお金がかかってくるというところがございますので、その辺は基金を積みながら、財政の運営状況を見ながら使用料についても場合によっては見直しも必要になるかと思っておりますけれども、その辺十分見きわめて運営していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 平成29年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成29年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第8号 平成29年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の480ページをお願いいたします。歳入合計で収入済額4億7,208万4,052円であり、次の

ページ、482ページでは歳出合計で支出済額4億7,180万5,227円となり、歳入歳出差し引き残高28万8,825円は平成30年度に繰り越したものでございます。

それでは、個別に説明申し上げます。最初に、歳出からになります。500ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目地域産業総務費では、27節公課費は申告により消費税及び地方消費税を計上しておりましたが、還付申告となったため支出はございません。

次に、2目地域活性化センター運営費でございます。特産物のネット販売や市役所売店のほか、市内外におけるイベントでの販売に要する経費と施設の維持管理に要する経費を支出しております。15節工事請負費は、雪により活性化センターの屋根が破損したことから工事を行ったものでございます。

次に、3目米粉製造施設運営費では、黒川地区の米粉製造施設における経費でありまして、11節需用費の修繕料は脱水装置やボイラー等の設備に係る修繕費が主な支出でございます。13節委託料は新潟製粉株式会社への米粉製造委託であり、15節工事請負費は米を微細にする気流粉碎機インバーター交換工事、28節繰出金は米粉倉庫建設に係る借金返済分を一般会計へ繰り出すものでございます。

下段の4目農産加工施設運営費は、胎内高原ミネラルハウスに係る経費でありまして、11節需用費の修繕料は制御インバーターと温水器の修繕が主な支出でございます。13節委託料は胎内高原ハウス株式会社への飲料水加工施設管理委託であり、15節工事請負費は殺菌、抽出設備において制御盤流量圧力記録計、バルブの更新等の工事費を支出いたしました。

次に、502ページ、5目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であり、7節賃金ではシニアアドバイザー1名の賃金、8節報償費は胎内高原ワイナリー10周年記念講演の講師謝礼でございます。11節需用費の消耗品はワインボトルほか箱類の購入が主なものであり、印刷製本費はワインラベルが主な支出でございます。12節役務費の通信運搬費は商品の輸送経費が主なものであり、13節委託料のワイン醸造委託は勝沼醸造へのワイン醸造指導の委託料と新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託料を支出いたしました。16節原材料費では、加工用ブドウ及び醸造用原材料の購入費でございます。19節負担金補助及び交付金では、日本ワインコンクールに6種類のエントリーに伴う負担金でございます。

次に、504ページ、2款基金積立金は財政調整基金積立金で、次に506ページ、3款公債費、1項公債費は、米粉施設及び胎内高原ミネラルハウスの長期債の償還元金及び利子の支払いであります。なお、米粉製造施設分は平成29年度で終了となりまして、30年度に利子分の1,759円の支払いが残っている状況でございます。

508ページ、予備費については執行がございません。

続きまして、歳入に移らせていただきます。486ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目の地域活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱った特産品等の販売及び

庁舎の売店収入、またイベントの販売収入でございます。

2項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入であります。28年度と比較いたしますと1億1,587万円ほど増加しておりますが、要因といたしましては米菓用の米粉及び委託製粉が好調に推移したことで原料の値上がりによるものであります。

3項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーター、麦茶等の販売収入でございます。28年度と比較いたしますと4,209万円ほど減少しておりますが、要因といたしましては、主力となっておりますプライベートブランド商品の杜仲茶が9月で出荷が終了した影響が大きく、前年比で68.88%の出荷量となっております。

4項1目ワイン製造施設運営事業収入は、ワインの販売収入であります。28年度と比較いたしますと792万円ほど増加しておりますが、要因といたしましては28年産の加工用ブドウの収量が多かったことから、販売本数も増加し、117%となったことによるものでございます。

次に、488ページ、2款使用料及び手数料、1項1目農林水産業使用料は、地域活性化センターの使用料であり、2目行政財産目的外使用料は、電柱、電話柱の敷地使用料でございます。

490ページの3款財産収入、1項1目利子及び配当金は、基金利子及び新潟製粉株式会社からの配当金でございます。

492ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、運営費補填分、2項特別会計繰入金は鹿ノ俣発電所運営事業の電気料配当分の繰入金でございます。

494ページ、5款繰越金、1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、496ページ、6款諸収入、1項1目雑入では、地域活性化センターの民間委託事業者からの複写機等の機器及び電気料の負担金収入と商品発送手数料が主な収入でございます。

次に、498ページ、7款市債、1項1目農業債は胎内高原ミネラルハウス製造施設改修工事に係る整備事業債であります。

以上で認定第8号 平成29年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 平成29年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成29年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第9号 平成29年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書512ページをお願いいたします。歳入合計で収入済額1億9,341万1,268円であり、次のページ、歳出合計で支出済額1億5,693万1,474円となりまして、歳入歳出差し引き3,647万9,794円は平成30年度へ繰り越したものでございます。

それでは、項目に従いまして歳出のほうからご説明を申し上げます。528ページをお願いいたします。第1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費につきましては、2節給料から4節共済費まで担当職員2名分の給料であります。13節委託料は、保安規程に基づき3年に1度行う取水放水路設備点検設備業務委託料及び発電施設点検整備業務委託料、また発電施設の機能診断と保全計画を策定するための長寿命化計画書作成業務委託料が主な支出でございます。15節工事請負費は、発電施設管理用道路に係る舗装の復旧及び側溝の補修工事であります。25節積立金では、この後の年度の大規模改修等に備えて、基金への積立金を行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的でございます農業関連施設14施設の電気料軽減のため、電気料の70%相当分を繰り出したものでございます。

次に、これを賄います歳入の主なものは、戻りまして518ページをお願いいたします。1款財産収入、1項1目利子及び配当金は基金利子でございます。

520ページ、2款繰入金、1項1目鹿ノ俣発電所運営事業基金繰入金は、先ほどご説明いたしました3年に1回の発電設備点検整備業務委託料等を実施するに当たり、その財源として繰り入れを行ったものでございます。

522ページ、3款繰越金は前年度繰越金であり、次のページ、524ページ、4款諸収入、2項1目雑入は鹿ノ俣発電所売電収入であります。この売電収入につきましては、前年度と比較いたしますと1,233万円ほど減少しておりますが、これは昨年9月中旬から12月中旬まで3カ月間発電施設点検等の実施により発電を停止したことが主な原因でございます。

526ページ、5款使用料及び手数料は送電線に係る敷地使用料でございます。

以上で認定第9号 平成29年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 平成29年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす30日午前10時より認定第10号から認定第12号までの質疑及び採決並びに意見の聴取を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時35分 散会